

不祥事根絶のための校内ルール

本校の教職員は、学校教育に従事する者として、常に法令を遵守し、責任を持って行動し、教育活動に専念しています。しかし、一部の教職員による不祥事が発生するたびに、本県の教育並びに教育公務員に対する信頼が損なわれることは非常に遺憾です。

このことについては、教職員が自分自身の問題として受け止め、全ての教職員が共通の認識を持って行動し、本校から不祥事が発生しないように努めなければなりません。

のために、校内ルールを文章化し、全ての教職員が共通の認識を持って行動し、本校から不祥事が発生しないように努めることを確認します。

以下のルールは、大切な生徒、学校、そして教職員自身を守るための最低限のルールです。

【ハラスメントの防止】

- ・ハラスメントに対する正しい知識を身につけるとともに、相手の立場に立ち、自ら考え方意識して行動する。

【生徒性暴力等の防止】

- ・生徒への指導及び相談等の対応には複数名で対応し、個室等での生徒と1対1の状況は原則として作らない。やむを得ず1対1で対応を行わなければならない場合は、人の目が入る場所で行う。
- ・盗撮防止にあたっては、教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検を行うことや、教室等を常に整理整頓し、カメラ等を設置できないような環境にしていく。
- ・生徒とSNS等による私的なやり取りはしない。やむを得ず、SNS等でやり取りをする場合は、複数の目が入るようにする。
- ・教職員個人のスマートフォン等の私的な端末で生徒等を撮影しない。機材等の確保などの関係で、やむを得ず私的端末で撮影する必要がある場合は、管理職等の許可を得て行う。
- ・学校所有等の端末で撮影する場合であっても、生徒等の画像を管理職の許可無く学校外に持ち出さない。

【体罰の防止】

- ・いかなる理由があっても体罰を行わない。また、体罰を正当化しない。

【飲酒運転の根絶】

- ・酒席会場には、原則として自家用車や自転車では参加しない。また、互いに帰宅方法を確認する。

【個人情報の紛失・漏洩等の防止】

- ・個人情報を校外に持ち出さない。
- ・個人情報を含む発送文書を取り扱う際には、必ず複数名で作業を行う。

【公金等の不正処理の防止】

- ・複数の教職員で金銭管理を行い、互いにチェックし、透明性をもって適正に管理する。

【その他】

- ・教育公務員として自覚を常にもち、服務規律を遵守する。

【相談窓口】

安芸市立安芸中学校管理職
0887-37-9273
安芸市教育委員会 学校教育課
0887-35-1021